

何 休 の 霸 道 觀

—陳蕃等の経世意識を手掛かりに—

南 部 英 彦

He Xiu's (何休) Attitude toward the Ba-Dao (霸道)

— Through Comparing to Chen Fan (陳蕃) and Others' Political Thought of Rebuilding the Han Dynasty

Hidehiko Nambu

(Received September 26, 2003)

せんぬり

後漢後期、桓帝の延熹二年（一五九）に、順帝没後より輔政者の地位に在つて専横を極めていた外戚の梁冀が失脚するが、今度は宦官が政権を掌握して横暴を尽くし、政治を腐敗の極へと至らしめるに至る。この状況下、宦官を打倒するにとどめ王朝を再建しようと批判勢力の結集を図つたのが所謂の清議の運動であつた⁽¹⁾。この運動は、宦官勢力の巻き返しに遇い弾圧され、延熹九年（一六六）十二月、運動を展開した官僚や太学生二百人余りが徒党を組み世を乱す「党人」として連座し、獄につながれる。所謂の第一次の党錮事件である。党人派官僚の領袖の一人であつた太尉陳蕃

は、上疏して切諫したが、かえつて官を免ぜられた。しかし、その二年後の建寧元年（一六八）、桓帝が崩じ竇后が臨朝するが、陳蕃は太傅に抜擢されて政界に復帰し、そこで大將軍の竇武と心を合わせ名賢を徴用して、彼らを政事に参与させた。この時、陳蕃の辟召に応じ現状の刷新に加わつた者の一人に、何休（一二九～一八二）がいた。ところが、この年の中に陳蕃・竇武が宦官の誅滅に失敗し失脚するが、何休は、翌建寧二年（一六九）の第二次の党錮事件に連座するに至り、この廢錮された期間に『春秋公羊解詁』⁽²⁾（以下、『解詁』と略称する）を著したとされてゐる⁽³⁾。

さて、先行研究⁽⁴⁾は、党人派官僚が行つた後漢王朝への政治的經濟的側面からの批判と何休『解詁』に見える経世策とを比較して、両者の立場を極めて近いものとして位置づけてきた。本稿は、先学

のこの見方を継承しながら、党人派官僚が抱懐した経世意識を手掛かりにして、改めて両者の結びつきを考えようとするものである。

第一次党錮事件直前の党人派官僚の上疏には、官僚の独断専行による宦官の誅滅を支持するものが幾つか有る。なかでも陳蕃の上疏では、齊桓公の霸道のあり方を一つの論拠としつつ、そうした官僚の行為の支持が図られているが、このことと何休の『解詁』の霸道に関する所説とが深く関係すると考えられるのである。

本稿では、まず陳蕃の上疏で霸道として認識され強調されている事柄を確認し、併せてその認識と関連する他の官僚三人の上疏を取り上げ、検討を加える。ついで、その結果をもとに何休の霸道観を考察して、両者の関係を考える。更に、何休の霸道観の意味を、その思想的背景を考察することを通して考える。最後に如上の考察の結果をもとに何休の歴史観について少し考える。

一 陳蕃等の経世意識

本節では、第一次党錮事件直前における四人の官僚の上疏を取り上げ、検討を加える。それらは、官僚の専断による宦官の誅滅の容認を求める点で共通している。ここでは、彼らがそのためにはどのような論拠を用いているかに着目して検討したい。陳蕃、楊秉、応奉、李膺の順に検討を加え、まとめをする。

『後漢書』列伝五六には、延熹九年⁽⁵⁾（一六六）、陳蕃が上疏を行ったが、その内容は、延熹九年（一六六）の事件を記す。この事件では、陳蕃が宦官の誅滅を主張するが、その根柢となるのは、齊桓公の霸道である。この見方を継承しながら、党人派官僚が抱懐した経世意識を手掛けたりにして、改めて両者の結びつきを考えようとするものである。

執えてその罪を取り調べた。これには赦令が下されたが、劉瓊と成瑨とは敢えて彼らを殺した。宦官たちは怨んで彼らを劾奏し、棄市罪に当てた。また山陽太守の翟超は中常侍侯覽の財産を没収し、東海国相の黃浮は中常侍徐璜の甥の下邳令徐宣を誅殺した。そのため、彼らは髡鉗の刑に処せられ左校の官に遷された。このとき陳蕃は太尉であり、司徒の劉矩、司空の劉茂と共に彼ら四人の免罪を請求したが容れられず、陳蕃のみが上疏を行つた。

この上疏で注意が引かれるのは、その冒頭に「臣聞く、齊桓霸を修むるに、内政を為むるに務めたり。春秋の魯に於けるや、小悪は必ず書すと。宜しく先ず自ら整勅し、後に以て人に及ぼすべし。今寇賊の外に在るは、四支の疾なり。内政の理まらざるは、心腹の患なり」と、齊の桓公が霸徳をととのえるに当たり内政の肅正に務めたように、また春秋では魯国内での小さな悪事には必ず筆誅が加えられるように、先ずは内政を正した上で外事に及ぶべしと主張されていることである。桓帝には、まずこの認識に立つことを要請している。後文では、郡太守の劉瓊と成瑨の行つた処置について「赦せるの後には當に誅殺すべからず」と言うと雖も、其の誠心を原ねれば、惡を去るに在り」と、彼らが赦令の下された宦官らを敢えて独断で誅殺したことは惡を除こうする意志に基づいていたことを述べ、また同じく郡太守の翟超と国相の黃浮の処断についても「公を奉じて撓^{たわ}まず、惡を疾むこと讐のごとし」とその動機の正しさ述べて彼らは罰するべきでないとしている。加えて、文帝期に丞相の申屠嘉が倅臣に責めを加えたことや光武帝期に郡太守の董宣が公主を辱めたことが「専命」のかどでは誅されなかつたことを挙げている。ここでは、郡国守の守相の独断による宦官等の誅滅は、内政を肅正しようとの意識のもとになされたもので、容認すべきだとしている。

るのである。その上で、罪は宦官の方にこそあるのだから宦官には政治に関与させてはならず、尚書や公卿に政務を執らせるべきことが述べられている。

上疏がなされた当時、宦官一族の勢力は中央のみならず、地方にまで及び、彼らはそこで専横をふるつていた。陳蕃は、劉瓊等はこの状況を肅正しようとしたとするのである。さて、劉瓊等の宦官誅滅の仕方を確認してみると、劉瓊と成瑨のそれは獄に付した後赦令が下つた宦官を敢えて殺すというものであり、黃浮のそれは宦官を棄市罪に當て即日誅殺する（『後漢書』伝六八、宦者列伝 以下、『後漢書』からの引用は『後漢書』を省く）というものであり、翟超のそれは、劉祐（後述）の同様の行為を参考にすると、文書を発送して強制的に財産を没収したものと考えられる。彼らの行為の特徴は、赦令を犯してまで罪人に重罰を適用し、誅殺するところにある。ところで、劉瓊と成瑨の赦免を求めた延熹九年の襄楷の上疏に「永平の旧典、諸の當に重く論ずべきものは皆冬を須ちて獄^{さば}に詣して後に刑するは、人命を重んずる所以なり。頃ごろ數十歳以來、州郡翫習し、又請讞の煩を避けんと欲し、輒ち疾病に託して、牢獄に死するもの多し。長吏の殺生するは己に自り、死者は其の罪に非ざる者多し」（伝二十下）云々とある。明帝期以来、重罪に当るべき罪人は冬を待つて裁き、罪に疑わしい所があるものは廷尉に諮つてから刑を執行する⁽⁶⁾のが通例であつたにもかかわらず、州郡ではそうした請託の煩わしさを厭い、冤罪の者も獄死させてしまうという近頃の悪しき風潮を襄楷は批判しているのである。ただ、この批判は、劉瓊・成瑨・黃浮の宦官に対する急激な断罪にものまま當てはまると考えられる。しかし、陳蕃はその行為がなされる上での認識の正しさを汲み取りつつ、これを内政を正すことだ

として容認を求めているのである。

陳蕃が上疏で引いている「齊桓修霸、務為内政」という故事の基づくところは、戦国期に成つたとされる⁽⁷⁾『管子』小匡・大匡篇だと考えられる。小匡篇では、諸侯に霸道を行おうと意氣込む桓公が、宰相の管仲の助言に従つて国の旧法を整えて民生を安定させると、管仲は更に、他国に兵備を整える様子を悟られてはならないとして、内政を整えてそこに軍令を組み込むべし（作内政而寄軍令焉）と述べる。ここに内政重視の姿勢が説かれている。また大匡篇の後段では、桓公が行つた厳肅な政治の内容が記されている。例えば、下臣の晏子に命じて貴人の子を推舉させ、遊興に耽らず、家では華美な生活をせず、友に対しては年齢の順序を重んじるという三条件のどこまでを備えているかにより彼らを一・二・下等に振り分けさせたという箇所や、管仲が晏子にそれらの三条件にそむいたものは、有罪として容赦させなかつたとする箇所がある。同じく士・農・工・商のそれぞれに対してふさわしい勤労態度・生活態度を挙げ、それを基準に厳格に賞罰を加えさせたことが説かれている。陳蕃は、これらの内容を齊桓は霸業実現のために国内を肅正したのだと要約して引用していると考えられる。また「春秋於魯、小惡必書」という句は、清の惠棟がその著『後漢書補注』で「公羊に見ゆ」としているように、『公羊』隱公十年の文に見える、春秋の書法を述べたものである⁽⁸⁾。陳蕃はこれらに拠りつつ、宦官が政治に関与することでもたらされた腐敗した現状に対して、内政の肅正をその内容とする「霸政」を採用し実行すべきだとしていると考えられる。ただ、この上疏は桓帝には容れられなかつた。

延熹八年⁽⁹⁾（一六五）、大尉の楊秉は、中常侍侯覽の弟の參が益州刺史として収賄の罪を重ねていたのを劾奏して自殺に追い込み、

ついで侯覽と中常侍具瑗とを効奏して、國の旧典では宦官は本来後宮の給仕を司る官であるのに、過分な寵愛を受けて政治の実権を握っているのは僭越であるとして、免官を要請した。尚書が、外官の三公が内官を効奏するための、經典や漢制による故事があるかと尋ねると、楊秉は「春秋、趙鞅は晋陽之甲を以て君側之惡を逐う」など⁽¹⁰⁾を引き、併せて倅臣鄧通を丞相申屠嘉が詰責したのを文帝が容認したことを挙げて、漢世の故事では三公の職が内官を統制しなかつたことはないとした（伝四四本伝）。

楊秉の効奏に対する尚書の反応は今一つ意味が分かりにくいが、『後漢紀』孝桓皇帝紀下には「三公は外を統べ、御史は内を察す。今左右を越えんとするに、何所に依拠せん」とあるのを参考にすると、三公は外官を統制し、御史中丞が内官を監察するという分掌の規則があり、太尉の楊秉が職分を越えて効奏するには、故事による根拠が必要るということらしい。これに対し、楊秉が經典の故事として挙げた「春秋」は、『公羊』定公十三年秋の文の主旨である。経に「晋趙鞅入于晋陽以叛。冬晋荀寅及士吉射入于朝歌以叛。晋趙鞅歸于晋」と見える趙鞅の行為について、『公羊』は「此れ叛けるに其の帰と言うは何ぞや」と自問し、趙鞅の行為が「叛」と記されるのはその「君命無き」点を貶めたものだが、後に「帰」と記されるのは「地を以て国を正し」た、すなわち、晋陽の兵を挙げて君側の悪人（荀寅・士吉射）を追い払つたからだとする。ここで言う「帰」とは『公羊』の書法で「出入りするに悪無」き（桓一五）ことをいう褒辞である。『公羊』は、結局、趙鞅の独断による討伐を容認し評価していると考えられる。楊秉はこれに拠り、その規則外の効奏を、君命を受けずに君側の悪人を追い払つた趙鞅の行為に比擬しているのである。他方、申屠嘉の故事は、前節で見た陳蕃の上疏でも

用いられていた。陳蕃は、楊秉の後任として太尉になつて（伝五六本伝）おり、この楊秉の上疏から素材を得たことが推測される。楊秉が挙げた故事は尚書により先の上疏に添付され、改めて上奏されたものと思われる。桓帝はやむを得ず侯覽の官を免じ、具瑗の封国を削つた（伝五四）。

延熹八年（一六五）、廷尉の馮緝は、中常侍單超の弟で山陽太守の遷が収獄されると、その罪を取り調べ誅殺した（伝二八本伝）。大司農の劉祐は、中常侍の蘇康・管霸が囲い込んでいた州郡の良田や山林湖沢を、文書を送付して没収した（伝五七党錮本伝）。河南尹の李膺は、宛陵の豪族羊元群が収賄により抱えていた財産をその罪を暴くため押収した（伝五六本伝）。彼らは皆かえつて宦官に誣告され左校の官に遷された。そこで陳蕃は、馮緝ら三人の赦免を請求したが認められず（伝五六本伝）、今度は應奉が同様に三人の赦免を請う上疏を行つた（伝五七党錮本伝）。應奉は、その論拠として「昔季孫行父親ら君命に逆きて、遂に莒の僕を出すは、舜の功におけるや二十の一なり」との故事を引いている。これは『左伝』文公十八年の説話に基づいている。太子の位を廃された莒の僕が怨んで主君を弑殺し、魯に来奔した。大夫の季文子は、即刻彼に領邑を与えようといふ魯宣公の命を廢して、下臣に命じて僕を即刻魯の境外に追い出させ、宣公には己が一凶人を放逐した行為は舜の功績の一つに相当すると弁明した。應奉はこの説話の主旨を簡潔に表現したのである。『左伝』には、「君命は天なり」（定四）「君は天なり、天は逃るべきか」（宣四）などの言葉があり、全体として君命絶対化の指向が強いが、應奉は『左伝』に少数だが存在する、臣下の独断による君側の悪人の排除を可とする考えに依拠して、馮緝らの独断専行の容認を求めたのである。この應奉の上疏は、桓帝に容れられ、馮緝

らは皆釈放された（伝五七）。

延熹八年⁽¹⁾（一六五）、司隸校尉の李膺は、野王令の地位に在つて無道を極めていた小黃門張讓の弟の朔を逮捕して、洛陽の獄に送致した。李膺はそこで裁きの結果を受けると、まもなくこれを殺した。張讓は桓帝に冤罪を訴え、桓帝は李膺に、なぜ予め即座に誅殺してよいかとの伺いを立てなかつたのだと難詰すると、李膺は答えど⁽²⁾を挙げ、罪人を留め置くことが過失につながるのを懼れたとした（伝五七本伝）。

前節で襄楷の上疏に見たように、断獄においては死罪の場合には冬季を待ち、かつ疑罪の場合には廷尉に諮つた上で、刑が執行されるのが正論と考えられていた。だから、桓帝の難詰もその意味でのもので、李膺が獄の裁きの結果を受けるや、刑罰執行の裁可を仰がずに短時日で朔を殺したのは、常軌を逸した独断専行である。李膺が引用しているのは、『公羊傳』僖公二十八年の判断である。経に「晋人執衛侯、歸之于京師」とあり、伝に「歸之于とは之を天子の側に執うことなり。罪の定不定已に知るべし」とある。「歸之于」の上疏が裁可されたのは、適切な故事を用いたことがその一因とされています。このことから、李膺の上疏は、桓帝の難詰もその意味でのものと見られる。陳蕃の場合にも、前漢の丞相の事例（楊秉と同じもの）と後漢の郡太守の事例が挙げられていました。陳蕃ら四人が挙げた故事の内容からは、宦官を打倒するためには独断専行もやむを得ぬことであり、容認すべきだとする共通認識の存在が読みとれる。それは、宦官が政権を掌握して王朝を崩壊に導いていることに対する危機感の現れでもあろう。こうした認識は、陳蕃の上疏において、内政の肅正の主張として現れたと見られる。しかもそれが齊桓公の霸道のあり方を例示しつつ提起されており、かつ楊秉・李膺が依拠したのは晋の霸業であり、應奉が依拠したのは魯の霸業であることを思い合わせれば、陳蕃の上疏は桓帝に内政の肅正を重視するという意味での「霸政」の採用を求めるものであつたと言えるだろう。この陳蕃らに共通して見られた現状に対する「霸政」の実行を肯定する認識には、由来があると思われる。桓帝初の元嘉元

後、赦令が下つたにもかかわらず、その罪を取り調べ誅殺した。しかし、張成は宦官とも通じており、成の弟子の牢脩に誣告されて、李膺ら二百人余りが「党人」として獄につながれた（同上）。

一・二節の考察の結果をまとめてみる。第一次党錮事件直前には中央・地方の諸官僚が、悪事を犯した宦官を漢の法を犯してまで誅滅することが、政治上目立つ動きとして現れた。楊秉・應奉・李膺の三人は、こうした動きを、諸侯や大夫による専断を容認する經伝の評価や漢世の官僚の専断が容認された事例を上疏中に用いることで支持しようとしたと考えられた。具体的には、楊秉の場合は『公羊』定公十三年の大夫の事例及び前漢の丞相の事例であり、應奉の場合は『左伝』文公十八年の季文子の事例であり、李膺の場合は『公羊』僖公二十八年の晋文公の事例であった。楊秉・應奉・李膺の上疏が裁可されたのは、適切な故事を用いたことがその一因となつたと見られる。陳蕃の場合にも、前漢の丞相の事例（楊秉と同じもの）と後漢の郡太守の事例が挙げられていました。陳蕃ら四人が挙げた故事の内容からは、宦官を打倒するためには独断専行もやむを得ぬことであり、容認すべきだとする共通認識の存在が読みとれる。それは、宦官が政権を掌握して王朝を崩壊に導いていることに對する危機感の現れでもあろう。こうした認識は、陳蕃の上疏において、内政の肅正の主張として現れたと見られる。しかもそれが齊桓公の霸道のあり方を例示しつつ提起されており、かつ楊秉・李膺が依拠したのは晋の霸業であり、應奉が依拠したのは魯の霸業であることを思い合わせれば、陳蕃の上疏は桓帝に内政の肅正を重視するという意味での「霸政」の採用を求めるものであつたと言えるだろう。この陳蕃らに共通して見られた現状に対する「霸政」の実行を肯定する認識には、由来があると思われる。桓帝初の元嘉元

年⁽¹³⁾（一五一）に崔寔により著された『政論』（伝四二本伝所引）である。そこでは、漢王朝の興國以来三百五十余年が経過した現在の、政治の弛緩と風俗の凋落とを憂え、この状況を救済すべく時勢に適合した權宜の策としての「霸政」、すなわち法令・賞罰を嚴行する政治を提唱している。また彼は前漢の宣帝の「嚴刑峻法」による政治を褒め、元帝の寛慢な政治を批判するとともに、「昔孔子の春秋を作りて齊桓を褒め、晋文を懿め、管仲の功を歎ず。夫れ豈文武の道を美しとせざるや、誠に權に達し敝を救うの理なり」と述べている。ここには、自己の提唱する「霸政」を「春秋」に描かれる齊桓・晋文の霸道に擬える崔寔の姿勢が窺える。陳蕃らの「霸政」の実行を肯定する認識は、ここに由来するものであろう。

さて、陳蕃等四人の上疏に見られる経世意識は以上のようだが、陳蕃の上疏に見られた内政の肅正を重視する認識、齊桓公の霸業を評価する態度及び彼ら四人に共通する、官僚による專断を容認する姿勢の三点は、何休『解詁』の所説と密接に関係すると思われる。次節及び三節ではこの点を検討してみたい。

一 何休の霸道観（一）

何休は、まず内から正せとする主張を、『公羊傳』に見えるもう

本節では、前節で陳蕃の立場として考えられた事柄のうち、まず、内政を肅正することを重視する姿勢、齊桓公の霸業に対する評価に関する『解詁』の認識を調べる。

まず陳蕃の上疏に見られた「春秋の魯に於けるや、小惡は必ず書せり」という語句の基づく『公羊』隱公十年の文とこれに対する何休の注を見てみる。經の「壬戌、公敗宋師于菅、辛未取郜、辛巳取

防」について、『公羊』は、隱公が宋の軍を菅に敗り、一月の中に郜と防の二邑を奪い取つたことを記すのは、このことを重大視するからであり、春秋は内の小惡は記すのだとする。その何注では、まず、邑を奪い取るのは小惡であり、一月中に二邑を奪い取つたのは小惡中の甚だしいものであることを示しており、だから書いたのだ（明取邑為小惡、一月再取、小惡中甚者耳。故書也）とした上で、春秋で内の大惡を諱んで書かず、外の大惡を書くのは王者はまず自らを正すべきであることを示そうとするからで、内に大惡が無くて初めて諸夏の大惡を治めることができるのである（於内大惡諱、於外大惡書者、明王者起当先自正。内無大惡、然後乃可治諸夏大惡）といい、続けて、内の小惡を書いて外の小惡を書かないのは、内に小惡があつてもたまたま諸夏の大惡を治めることはできるが、諸夏の小惡は治めることができないからであり、このことは、まず自らを正してから人を正すべきであることを示しているのだ。小惡を諱まないのは、罪が薄く恥が軽いからである（内小惡書、外小惡不書者、内有小惡適可治諸夏大惡、未可治諸夏小惡。明當先自正、然後正人。小惡不諱者、罪薄恥輕）とする。ここでは、内の小惡を記すということと、王者はまず自らを正すべきであるということが関連づけて説かれている。

何休は、まず内から正せとする主張を、『公羊傳』に見えるもうひとつの中の『春秋』の書法とも絡めて説いている。『公羊傳』成公十五年の伝文では、經で魯の叔孫僕如が晉士燮以下の諸侯の大夫と会合したことを記すのに、吳についてのみ別に会つたかのように分けで記されているのは、吳を外にするからである。春秋は其の国を内にして諸夏を外にし、諸夏を内にして夷狄を外にする。王者は天下を一にせんとするに当たっては、近くから始めるのだと旨が説か

れる。この書法に対する何休の注には「其の国を内にすとは、魯に假りて以て京師と為すなり。諸夏とは外土の諸侯なり」と魯に京師の意味を假託した上で「当に先ず京師を正して、乃ち諸夏を正し、諸夏正さるれば乃ち夷狄を正すべくして、漸を以て之を治むるを明らかにす」という具合に、京師から諸侯へ、諸侯から夷狄へと順次正していくことと解している。ここで何休は、伝文の「くを内にしてくを外にする」という内外の差別を意味する表現を「まず内を正してから外を正す」との意味に読み替えており、天下統一の過程においては、まずは京師を正すことから始め、京師が正されれば次に諸侯を正し、諸侯が正されれば、次に夷狄を正すという具合にその統治範囲を広げていくことを想定しているのである。

さて、何休のこうした内政の肅正をまず第一に考える意識と関係するのが、彼の見る所の齊の桓公の霸道による政治である。齊の桓公の在位期間は、魯の莊公の九年（前六八五）から僖公の十七年（前六四三）までの四十三年間であり、この期間の経伝を中心的に、また期間外の箇所においても齊桓公に関わる記事が散見する。以下、何休の齊桓公に対する見方を概観する。魯の莊公の九年、齊襄公が従弟の無知に篡位された際、次弟の子糾は魯へ、その次の弟の小白（のちの桓公）は莒へ奔つた。魯は子糾を斉に入れ即位させようとしたが失敗し、結果小白が入り即位する。そこで桓公は魯を脅して子糾を殺させる（以上、莊公九年何注）。『公羊』は子糾が「宜しく君と為るべき者」（莊九）だつたと見る立場から、桓公の即位を「篡奪（同）」だとし、「本惡」（僖一〇）とも表現している。何休において、桓公が霸者として頭角を現すのは、莊公十三年春に桓公が主宰した北杏の会盟においてである。経に「齊侯宋人陳人蔡人邾婁人会于北杏」とある。何休では、齊桓は霸道を行い諸侯を束ね

天子を尊ぼうとして、この会盟を行つた。この時桓公はまだ諸侯の信任を得られていなかつたが、宋以下の小国を避けず、これらにへりくだることによつて「遂に霸功を成し」た、とする。ところが、その夏六月の経に「齊人滅遂」とあり、その何注に「北杏に会せざるの故なり。諱まざるは、桓公霸を行うに、文德に任せず武力を尚べばなり。又功以て悪を除くに足りず」とある。何休は霸道の本領たる武力の行使も、それがすぐれた徳に支えられたものでなければ、悪を除く功績は上がらないという。この時点ではまだ「霸功」は完成していないとするのだろう。その後、同年冬の『公羊』は、桓公が魯莊公と柯で会盟した折、魯の刺客に脅迫され、かつて魯から奪つた土地を返還することを約束する。魯迫されて結んだ盟約は破棄してもよいのであつたが、桓公はこの約束を履行する。『公羊』はこれを捉え、「桓公の信の天下に著るるは、柯の盟自り始む」と記す。何休では、これを受け、この会盟で桓公は諸侯の信任・服従を得、更に鄆の会盟（莊十四・十五）、幽の会盟（莊十五）を持つことにより「遂に霸功を成し」たとする。桓公の霸者としての権威はこの一連の会盟で確立されたと見るようである。その後、桓公が主宰した貫沢の会盟（僖二）、陽穀の会盟（僖三）では大国の宋だけでなく江や黄といった遠国までが会盟に加わつた。何休ではそのことを「桓公の徳盛なり」（僖二）「時に桓公の功德は隆盛なれば、諸侯咸曰く、言として従わざるは無し。曷ぞ盟を用いることを為さんやと」（僖三）「齊桓霸を行い、陽穀の会にて王事有り」（莊七）と評している。さて、桓公の霸業の内政方面のものとしては、僖公元年秋七月の注に「桓公、霸王を行い、誅するに親親に阿らず、夫人二叔に淫泆し、二嗣子を殺せるを疾みて之を殺す」という、罪を犯した夫人姜氏への厳格な断罪が有る。外政方面での大事業として

は、まず『公羊』の所謂る「絶えたるを繼ぎ、亡びたるを存するの功」（僖一七）というのである。「継絶」とは閔公二年、閔公が父莊公の異母兄に当たる慶父に弑殺されたとき兵を挙げ城を築いて僖公を立てたことであり、「存亡」とは狄に滅ぼされた邢・衛、徐・莒に滅ぼされた杞を救い再興させたことである。桓公が亡国を再興させたことが独断によるものであつた点について、『公羊』は諸侯は義として勝手に封建することを許されない（諸侯之義、不得專封也）としつつも「実は与して文は与さず」、つまり現実としては許されるが理念としては許されないとして、「天子や方伯が機能せず諸侯の間で互いに争い合うとき、実力によつて諸侯を救出しうる者はしてよい」（上無天子、下無方伯、天下諸侯有相滅亡者、力能救之則救之可也）と述べている（僖元・二・十四）。『公羊』は齊桓公の功績を現実的な観点から高く評価しているのである。何休はこれを受け、「文、實に従うを起こす」（僖元・二）と述べている。次に、夷狄を畏服させた功績が挙げられる。『公羊』僖公四年では、桓公が召陵で会盟を主宰したとき、楚の大夫屈完がこの会盟に出席したのを、桓公が夷狄の楚を服従させたと捉える。そして、桓公が、夷狄にしばしば侵略されてその命脈が糸筋のごとく絶ち切れそうであつた中国を救い、夷狄を退け、完全に楚を屈服させたことを「王者の事」を行つたものとして特筆している。何注によれば、ここで言う桓公が中国を救つた行為とは邢・衛を存続させた（僖一・二）ことを、夷狄を退けた行為とは山戎を討伐した（莊三〇）ことを指している。何注は、更にこのことを「桓公先ず其の國を治め、以て諸夏に及び、諸夏を治めて以て夷狄に及ぶは、王者の如く之を為すを言わんが故に爾云う」と言う。桓公の政治を、内政から正して、順次諸夏、夷狄へと正せとする王義を成し遂げた「王者の如き」人物、

即ち「天下の霸主」の所業だと高く評価するのである。何注では「桓公の功德を累次するに、楚を服するより大なるは莫し。明徳の強夷に及ぶこと、最も盛んなりと為す」と、僖公四年の楚を中國へと服従させた功績を桓公の霸業の頂点と見ていい。その後、同年に桓公が軍の規律を正さずに陳の袁濤塗を執えたこと（『公羊』ではこの事件を「伯討と為すを得ず」と評価している）を機に、恐らくその霸業が衰落していくと考えている。僖公五年の注に「時に桓公の徳衰え、諸侯背叛す」とあり、同年九月の經「戊申朔日有食之」の注に「此れ齊桓徳衰うるを象る。是の後楚遂に背叛し（僖六）、狄晋を伐ち（僖八）温を滅し（僖一〇）、晋の里克比いで其の二君を弑す（僖九・一〇）」（括弧内は筆者注。以下同じ）とある。何休は、桓公の霸業の衰えとともに、諸侯間の結束が乱れ、夷狄が諸侯に攻め込み、諸侯の国内も乱れるという具合に、中国世界が秩序を失っていくのだと見ている。逆に言えば、齊桓公の霸道こそが諸侯を結束させ中国世界に安定をもたらしていた、と見ているのである。桓公は僖公十七年の十二月に死没する。その直前の同年夏の經に「項を滅す」とあり、『公羊』は実は齊が滅したのにそう言わないのは、桓公のために諱んだのだが、それは桓公には嘗て「継絶存亡の功」があつたからだとする旨の解を施している。何休はこの伝に注して「絶世を継ぎ亡国を存続させた功績が公子糾を殺し、譚・遂・項を滅ぼした罪を除き、終身の悪を覆うに十分であり、楚を服従させた功績は、篡奪の惡の印を覆う役目がある、だから桓公を表彰したのだ（継絶存亡足以除殺子糾、滅譚遂項、覆終身之惡。服楚功、在覆篡惡之表、所以封桓公）」と言い、桓公の霸業についてその功罪を差し引きして、全体としてはその功績が罪悪よりも大きいと評価する。つまり、何休は『公羊伝』の齊桓公觀を継承しつつ、

その霸業の功罪の実際及びその盛衰のありさまを丹念に跡づけており、また霸道の盛衰に伴つて中国世界が安定から混乱へと推移していくことを想定している。王權が微弱で「乱世」（僖三・何注）であつた春秋時代、霸者の存在は中国世界を収束し安定させる重要な役割を果たしたと何休は見ていると思われる。なお、何注では桓公の霸業を継ぐものとして、宋襄公（僖一〇〔前六三六〕～二三〔前六二七〕在位）・晋文公（僖二四〔前六五〇〕～三一〔前六三七〕在位）のそれが描かれているが、桓公に及ばないまでも高い評価を与えられている。⁽¹⁴⁾

このように見てくると、春秋の書法と関連づけて、先ずは自らを正せと内政の肅正を重視する点、そして諸侯の立場でまず第一に己が国を正すことを実践した人物として齊桓公を高く評価している点において、何休の所説と陳蕃の見解とが認識を一にしていることが認められる。ところで、陳蕃ら四人の上疏には、共通して、官僚による専斷を容認する姿勢が見られた。そこで、次節では諸侯や大夫が独断で悪人を討伐する行為に関する何休の考えを考察してみたい。

三 何休の霸道観（二）

前節で、『公羊』が、「諸侯の義、封を專にするを得ず」という義例を原則としながらも、齊桓公が天子の命に拠らず独断で邢・衛・杞といつた諸侯を再興させた功績を「実は与して文は与さず」との論理によつて容認し評価していることに触れた。『公羊伝』では別にまた、諸侯や大夫の独断による討捕を肯定的に評価する言葉として

「伯討」（方伯による討伐の意）の語が五例（僖四・僖二八・襄二六・定元・哀三）用いられている。『解詁』では、その箇所のみならず「伯討」の語が現れない他の伝文でも「伯討」の語を用いた解釈が幾つか見られる。本節では、『公羊』での「伯討」の語の使われ方に留意しつつ、この語をめぐる何休の解釈を調べ、陳蕃らの上疏の趣旨と関連する点について触れたい。

襄公二十六年の經「晋人執衛甯喜」について、『公羊』は「此れ有罪を執えたるに、何を以て伯討と為すを得ざるか。其の罪を以て之を執えざればなり」と述べる。つまり、罪人を執えたとはいえない。そのしかるべき罪に対する討伐でない場合には「伯討」とは認められないという。これは逆に言えば、独断によるものではあるが、しかしるべき罪に対してもなされた討伐は「伯討」と評価されるというわけであり、この場合『公羊』は討伐した主体を「方伯」の役割を果たしたものと認めていると考えられる。さて、僖公四年の『公羊』に、諸侯による討伐に関して「侯を称して執うるは伯討なり」とあります。斉桓公の霸業について「伯討と為すを得ざるは、事未だ行わるを得ず、罪未だ成らざればなり」（莊一七）とあり、宋襄公の霸業について「伯討と為すを得ざるは、其の罪を以て之を執えず、妄りに之を執うればなり」（僖一九）とあることからすれば、何休は『公羊』の「伯討」の語の用い方をまずは繼承していると見られる。諸侯による討伐については、一節でも触れた僖公二十八年の『公羊』の何注では、諸侯同士は原則として互いに治めあうことはどうできず、天子による裁断を仰がねばならないが、ただ大なる悪事は不明であつても有罪者を執えること自体は「伯討」だとする⁽¹⁵⁾。何休はここに、諸侯の独断による悪人の討伐を容認するのである。

『公羊』は「大夫に遂事無し」（桓八・莊一九・僖三〇・襄二・襄一二）と、原則として大夫による専断は認めない。では、大夫による「伯討」についての『公羊』の見方はどうか。定公元年の經「晋人執宋仲幾于京師」について「其の干京師と言うは何ぞや。伯討なればなり。伯討なれば則ち其の人と称するは何ぞや。貶すればなり。曷為れぞ貶するか。大夫の專執を与さざればなり。曷為れぞ与さざるか。実は与して文は与さざればなり。文には曷為れぞ与さざるか。大夫の義、專執するを得ざればなり」と言い、原則としては認められない大夫の独断による討伐行為も、「実は与して文は与さず」の論理によつて実質上容認されるとの立場を示している。その何注では、大夫は原則として大夫を執えることはできないが、「天子の専らに相執うるを得ざるは、諸侯を辟^{はば}かればなり。：諸侯は当に天子に決すべく、之を犯せば悪なること甚だし。：大夫は主獄に決すべきのみ。之を犯すも罪は外の小惡に従う。：」といふ。ここで言う「外の小惡」とは、春秋の書法に關係のある言葉だが、疏⁽¹⁶⁾を参考にして、ここでは小さな惡事の意に解しておく。大夫が悪人を執えた場合、天子の裁決を仰ぐ必要はなく、獄を司る者に裁決を仰けばよいのであり、これを犯しても罪は軽いといふのは、『公羊傳』にはない何休の見解である。この何注を素直に読むならば、大夫が悪人を勝手に断罪する行為は、さほどの罪ではないということになる。

さて、大夫の独断による討伐にからんで、行為に當たつての大夫の認識を重視する何注がある。一節で触れたように、定公十三年の『公羊』は晋の趙鞅が君側の悪人を追払つたという行為を、その君命を受けていない点を毀貶するものの、「地を以て国を正した」ことだと評価していた。何注は、伝文のこの評価を繼承しながら「君子は意を誅して事を誅さず」との言葉を差しはさんでいる。この言葉は、行為の評価においては、その認識の善し悪しを重視するのであり、なされた行為については断罪しない、との意味に解される。「心を原ねて罪を定む」（隱元）というのと相通する表現である。ここでは、「君側の悪人を逐」うことで国の安定を図つた趙鞅の認識を評価しているのである。同様に、大夫の行為についてその認識を重視するものに『公羊』桓公十一年の所謂「祭仲の權」に対する解釈が挙げられる。伝では、鄭の宰相の祭仲が宋莊公に君主の忽を追い出して突を立てよと脅迫され、そうしなければ國は保ち得ないという極限状況の中で、その条件に従うことでの國を救つたことを、權宜を知る行為として称賛を加えている。何休はこの伝に「權とは稱なり。輕重を別つ所以なり。祭仲の國重く君輕きを知れるを喻うるなり。君子は國を存したる以て君を逐えるの罪を除くなり。其の難を防ぐこと能わざと雖も、罪足らずして功余り有り、故に賢と為すを得たり」と注する。何休は、祭仲に「國重く君輕し」という状況認識が有つたことを重視し、國を存立させた功績によつて君を追い出した罪を差し引くのだとするのである。これは、大夫の状況判断いかんによつては君主を放逐することを是認する見解だといえる。

さて、前掲の定公十三年の伝文の何注で今一点注目すべきことがある。それは、伝文全体にかけて「晋陽の甲とは、趙簡子の邑。邑中の甲を以て之を逐えり」と注解され、かつ伝文の「以地正國也」に「軍は井田を以て數を立つ、故に以地と言つ」と言われていることである。ここでは、悪人討伐のために、邑中の井田に組み込まれた軍制が発動されることが想定されている。このことは、宣公十五年の經「初稅畝」の伝「什一行而頌声作矣」に対する長文の注で説

かれる井田法と密接に関係すると考えられる。何休の説く井田法とは邑里の民に田畠を口分して、そこから十一分の一の税を徴収するという制度である。一夫一婦が父母子を養うとの考え方から、一家五口に田百畠の私田と廬舎分二畠半、及び税収分の公田十畠が与えられる。従つて八家で九頃を要し、中央の公田と廬舎分の一頃を囲み、一つの井型になつて民は耕作、畜産に従事し生計を立てるのである。何休はこの井田法につき、十井で兵車一乘を出すとの軍賦を考えている。十井一乗の軍賦とは実質上馬四頭、車一台、甲士三人、歩卒七十二人の供出、即ち兵役を意味している。⁽¹⁷⁾ 何休はこの税制・兵役が「民力を均しくし、国家を強むる」ものだとする。すると、定公元年の何注の「軍は井田を以て数を立つ」とは井田を基準にして兵役が課されることをいうものである。何休は、更に、この制度をもとに、『礼記』王制を典拠とする「方伯」の制度を示している。桓公二年の何注で、古には諸侯には五国よりなる属、二属よりなる連、三連よりなる卒、七卒よりなる州という州伯の組織の中で、これらの単位それぞれの長官である長・帥・正・伯が保伍の兵卒を率いて、州中で無道を為した者を征伐する役割が本来的に備わっていたとし、「征せざれば則ち同惡に与するなり」とも言つてい。これは諸侯各国の邑里において井田に組み込んだ軍制が、「方伯（州伯）」を中心統率されることを主張するものである。諸侯・方伯は、何注に「諸侯本より命を錫り征伐して天下を憂うるの道有り」（文一四）とあるように、通常の場合は天子の命を仰がねば兵を発動できないと考えられている。ただし、隱公二年の注では兵事は民衆を害し、民衆を怨恨による無限の復讐の連鎖に巻込む点で正道を得ていないとしながら、併せて「諸侯擅^{ほし}ままで兵を興すも之を悪と為さざるは、保伍連帥には本より兵を用い征伐するの道あればな

り」とも言つてゐる。天下が混乱する非常時には、諸侯・大夫が独断により邑里の兵卒を発動することは権宜的措置として認めてよいと何休は考えていたと思われる。諸侯の「專封」が義として許されないということを「大平」の時代の制度だとしている（僖元）ことからしても、春秋の「乱世」（僖二）において、所謂「伯討」は容認すべきだと考えていたのであろう。何休は、諸侯や大夫が天下の危急の際に、井田法に組み込んだ「保伍」の兵制を独断により動かして悪人を討伐することを、「方伯」の役割を代行する行為であると見ていたのではないか。ただし、一方で「春秋の時に当たりては、天下は散乱し、保伍は壊敗したれば、誅さずと雖も亂を成すと為さず」（桓二）との現状認識が記されているのである。

以上の考察をもとに、『解詁』における「内を正す」ことの内容⁽¹⁸⁾を考えてみたい。前節で見たように、何休は王者が京師から諸侯へ、諸侯から夷狄へと正していく統治範囲を漸次広げていくことを考えていた。しかし、この考え方には、あくまでも理念上のことを捉えられる。何休の霸道の考え方では、諸侯・大夫が、独断で挙兵して討伐することを権宜的措置として認めており、諸侯が天子の側の悪人を討捕したり、また齊桓公のように、諸侯が他の諸侯や夷狄を討伐するのを認めているからである。とすれば、何休は、現実としては、齊桓公のように、各諸侯・大夫がまずその国を正すことが肝要だと考えていたと思われる⁽¹⁹⁾。具体的には、保伍の制により領民を守護しつつ、井田法により民生を安定させ国力を富強に至らしめることがその重要なものとして考えられる。何休は、春秋時代が乱世だという認識に立ち、諸侯や大夫の個々の判断に基づく天下秩序の立て直しを是認していたと考えられる。『公羊』は「実は与して文は与さず」との論理により、諸侯・大夫による「專封」「專討」

を実質的に容認していた。何休は、「保伍連帥」には挙兵・討伐する権限が本来的に備わっているとして『公羊』のその姿勢をより強めており、ここにその霸道観の特色が在ると考えられる。

一節で、党人派官僚四人の上疏には、共通して官僚の専断を容認する姿勢が見られることを指摘した。李膺が依拠したのは晋文公の霸業（僖二八）を『公羊』が「伯討」と認めているものであり、楊秉が引用したのは晋・趙鞅の専断（定十三）を『公羊』が容認するものであった。また、應奉が引いていたのは『左伝』の魯大夫の季文子の専断を容認するものであつたが、大夫の専断を容認する姿勢を持つという点で、何休の霸道観と共通するのである。彼らの姿勢の根底には『公羊』の「実は与して文は与さず」という論理が存在していたようと思われる。諸侯・大夫による「伯討」を容認する何休の霸道観はそうした彼らの姿勢を理論的に支持する関係にあると考えられる。とりわけ、何休が、大夫が悪人を執えた際には、罪の裁断は獄を司る役人に仰げばよく、これを犯しても罪は軽いとしていたのを想起したい。この考えは、劉瓊・成瑨・翟超・黃浮・馮緜・劉祐・李膺が、宦官等に対し、天子の判断を仰がない形で行った急激な断罪⁽²⁰⁾を理論的に支持すると考えられる。また、何注には、君側の悪人を退けようとする認識の正しさを評価する姿勢が見られた。この点も、陳蕃が郡国の守相による専断を弁護するに際し、悪人を除こうとする意志のよさを汲み取っていたことと通ずると考えられる。ただ、何休の、大夫の判断・認識を重視する姿勢は、君主を廃置する権宜の処置を容認することにもつながる志向を持つと考えられた。この点についてもう少し掘り下げて考えたい。何休には、大夫が権力を掌握することを批判する主張がある。襄公十六年三月の経に「公会晋侯宋公・小邾妻子于溴梁。戊寅大夫盟」とあ

り、伝に「諸侯皆在是、其言大夫盟何。信在大夫也。何言乎信在大夫。徧刺天下之大夫也」云々とある。その何注には「此に至りて徧く之を刺る所以は、蕭魚の会（襄十一）、鄭を服すこと最も難ければ、諸侯勞倦し、肯えて復た出づること莫し。而して大夫常に行き、三たび臣に委ぬれば、君遂に政を失し、大夫故に信任を得たり。故に孔子曰く、唯器と名とは以て人に假すべからず、と」という。ここでは大夫による政権の掌握が君主の権力の喪失につながることが洞察されている。そればかりではなく、同年五月の注に「是の時、溴梁の盟、政臣下に在り。其の後叛臣一あり、弑君五あり、楚舒鳩を滅し（襄二五）、齊侯莒を襲い（襄二三）、乖離出奔し、兵事最も甚だし」とあり、魯が主宰した溴梁の盟で政権が臣下に移つたのを機に、下克上の風潮が生まれ、諸侯の間で戦争が頻発したともいいう。大夫の心意・判断を尊重して、その専断を容認するというのは、一方で、より自在に悪人を排除できるという利点があろう。しかし、他方で、大夫がもし一步判断を誤つたり、邪心を抱いたりして政権を掌握した場合には、勝手に戦争を起こしたり、君位を篡奪したりすることにつながる危険性もある⁽²¹⁾。このように、大夫の心意を尊重することによる、その権宜的処置の容認は諸刃の剣⁽²²⁾といいう側面があろう。何休が齊桓公の霸道に対して「文德」の保持を霸功成就の前提としていたことや同じく齊桓の霸道や「祭仲の權」に対してその功罪を差し引きする姿勢が見られたのは、霸道の恣意的な行使に歯止めをかける意味があると思われる。

何休は、党人派の中央・地方官僚が急激な仕方で宦官の誅滅を実行していたことを知っていたであろうし、陳蕃ら四人の上疏の存在も認識していたであろう。また、何休自身、党人派の官僚たちのこうした趨勢に実際に与した事実がある。延熹七年（一六四）、中常侍

侯覽が選挙請託の文書を諸生を介して送り届けてきた際、河東太守の史弼は、この諸生を獄に下し、即日取り調べ誅殺した。史弼は侯覽に誣告されて左校の官に遷され、刑期を終えると郷里で蟄居した。その後、光和二年（一八二）に党禁が解かれ、議郎の官に在つた何休は「（史）弼は國を幹るの器有れば、宜しく台相に登るべし」と言上し、これが可とされて、史弼は議郎の官に挙げられたのである（伝五四史弼伝）。何休は、党人派官僚による「霸政」を是認し支持する立場から、その霸道觀を形づくつた考えられる。

四 何休の霸道觀の位置

(1) 学問的由来

ここでは、何休の霸道觀の位置を、まずはその學問的背景を考察することを通して考えたい。先ず内政を正してから外事に及ぶべしという考え方方は、二節で見たように、『公羊傳』成公十五年の文に淵源してはいるものの、そこから直接出てくるものではない。この点に關係する資料としては、一節で触れた、戦国期に成ったとされる『管子』小匡・大匡篇が考えられる。大匡篇では齊桓公が厳肅な内政を実行することが説かれており、小匡篇には管仲の「内政を整えてそこに軍令を組み込むべし」との言葉が有つた。管仲の言葉の具体的な内容は、所謂る「參國五鄙」の制である。国内を三分する制度とは、国を二十一郷（商工の六郷及び士農の十五郷）に分けて、桓公が商工の六郷に士農の五郷を加えた十一郷を、世卿の高子・国子がそれぞれの士農の五郷を統帥するというもので、ここにこの士農の五郷を一軍として計三軍が形成される。ここでは、併せて以下

のことが構想されている。郷の内部を軌（五家）—里（十軌）—連（四里）—郷（十連）という形に組織し、そこに伍（五人）—小戎（五十人）—卒（二百人）—旅（二千人）—軍（一万人）の兵制を寄寓させ、その上で軌に長、里に司、連に長、郷に良人、五郷に帥という長官を置いて、それぞれに直下の単位を軍令により統括させる。ここに三軍三万の兵卒が整う。民には所属の単位を移動せず、苦樂を共にさせることで、守備・戦鬪に強固な体勢が整い、この三万の士卒が縦横に無道者を誅殺し周室を守るのである。また、郊外を五分する制度とは、同様に、郊外の区画を軌（五家）—邑（六軌）—率（十邑）—郷（十率）—属（三郷）という形に組織し、それぞれの単位に長、司、長、良人、属という長官を置きこれを統括させ、更に五属を一人の大夫に統括させるとするもので、武政は属に聴き、文政は郷に聴くとする。この制度は、「參國」の制に「士農の郷」とあつたように、戦時には兵士として働き、平時には農業を営むという兵農一致²³が図られている所に特色を持つ。さて、小匡篇と『解詁』とでは、務めるべき内政の内容が類似している。小匡篇では、家・里・連・郷という行政単位に軍令を組み込むことを説いており、『解詁』では井田に基づいた行政単位に軍制を組み込むことを説いていて、両者ともに兵農一致が目指されている。ただし、小匡篇では一国内部のこととして説いているが、『解詁』では『礼記』王制を典拠とする、諸侯全体を覆う州伯の組織を構想している点が異なつてゐる。とはいへ、小匡篇では行政上の各単位の長官が軍の統率者として考えられており、『解詁』では、各单位ではあるが、長・帥・卒・伯という各単位の統率者が考えられていて、両者とも、それら統率者は原則的には君命を受け各単位を指揮するのだと考えられてゐよう。ただ、重要な相違点もある。

『解詁』では、井田を行政単位の基礎に考えており、かつ戦時には、諸侯に加え、大夫が邑里の兵卒を独断で動かすことを容認していることである。

ところで、齊桓公が霸業をととのえるに当たりまずは国内から正したという小匡篇の説話は、前漢武帝期の公羊学者董仲舒の頃にはその学説中に取り込まれたようである。『漢書』五行志に見える、僖公元年の春秋經に対して加えられた董仲舒と劉向との見解の一一致した学説の中に、齊桓公が霸道を行つたがゆえに、遠国の諸侯が付き従い、南に強国の大楚を服従させることができたが、その後、国内を正さずに国外に陳の大夫を執えた結果、これが契機となつてしまいに諸侯が桓公に従わなくなつていつたという記事がある（第七下以下）。齊桓公の霸道の効用の有無が国内を肅正することの有無と関連づけられているわけである。また董仲舒とその後學が著したと考えられる『春秋繁露』の仁義法篇では、齊桓公が陳の袁濤塗の罪を執えたのを『春秋』が許さないのは、自分が正しくなかつたからだといい、まずは身を正してから外に恩を押し広げよと述べ、また「春秋は上の過ちを刺りて下の苦しみを矜み、小悪は外に在りては挙げざるも、我に在りては書して之を誹る」とあり、『公羊傳』隱公十年の春秋の書法とも関連付けられている。更に、『繁露』王道篇でも齊桓公が中国を救い夷狄を退けて楚を服従させたこと、晋文侯が二度天子を会盟に招くなど非礼を働きながらも、諸侯を従えて天子に仕えたことを挙げ、春秋が彼らを霸者と認めるのは、認識を誅する行為には筆誅を加えない（誅意不誅辭）ということだとしている。今挙げた『漢書』五行志及び『繁露』に見える、まず内を正せという見解、及び霸道についての見解は全て齊の桓公に関わつて出てくる。次に、劉向の編になる『說苑』指武篇には「内治未だ得ざ

れば、以て外を正すべからず。本惠未だ襲ねざれば、以て末を制むべからず。是を以て春秋は京師を先にして諸夏を後にし、諸華を先にして夷狄を後にす。周惠王に及び、以て乱世に遭えば、先王の体を継がんとするも、強楚 王を称すれば、諸侯背叛す。先王の命を申べて天下を一統せんと欲するも、先に広く京師を養いて以て諸夏に及び、諸夏以て夷狄に及ばず。内治未だ得ず、忿れば則ち力を料り得失を権らず、兵を興して強楚を征たんとすれば、師大敗し、樽辱行われず、大いに天下に笑わる。幸いに齊桓公に逢えば、以て安存を得たり」とあつて、ここでは内から正せという考え方があるが、『公羊』の成公十五年の「内其国而外諸夏、内諸夏而外夷狄」の「内外」を「まず内を正してから外を正す」の意味に、「其国」を「京師」に読み替えて使用されており、何注のこの語句の解釈へと一步近づいている。ただし、ここでは国内を正すべき主体としては周惠王が挙げられ、かつ惠王がそれを実践せず諸侯の背反に窮していたのを齊桓公が救つたとされている所が『漢書』五行志・『繁露』と異なつている。このように国内の肅正を第一とする考えを、齊桓公の霸道や春秋の書法と結びつけることは、前漢末までに春秋公羊学を中心とした整備されたと考えられる。その後、この考えは、現実政治の場でも採用されたらしく、後漢建初二年（七七）の章帝の詔で、外戚・諸王の奢侈を戒めるため三公にその不法行為を糾察することを要請するなかで、「其れ制度の宜しく施行すべき所を科条して、事に在る者備えて之が禁と為し、京師を先にし諸夏を後にせよ」（紀三章帝紀）と述べている。これは、春秋の書法を用いつつまず京師の風紀を正せとしているのであり、陳蕃の上疏や何注での使われ方と合うものである。

さて、小匡篇の齊桓公の霸道についての見方は、後漢初期の班固

の『漢書』刑法志にも取り込まれたと見られる。刑法志には、殷周の両王朝は兵を挙げて天下を平定したが、平定後は戦争をやめ、「文徳」を以て民を教化したのだとしながら、しかもなお司馬の官職を立てて六軍の制度を設け、井田をもとに軍賦を定めたのだ、としている。これに続く文にその具体的な記述がある。これに拠れば、軍賦の概略は次のようである。すなわちまず土地一里四方を一井と定め、一甸（六十四井）には、戎馬四匹、兵車一乘、牛十二頭、甲士三人、卒七十二人と武器とを備えるとして、これが乗馬の法だと言う。続いて、これをもとに百乘の大夫、千乘の諸侯、そして万乘の主の軍賦が定められている。そして年間を通して農事の暇に軍事を講習するのだとする。続いて、属（五国に相当）に長を立て、連（十国）に帥を立て、卒（三十国）に正を立て、州（二百十国）に牧を立てる、という州牧の組織が考えられており、これが、先王が国のために武威を立て兵を充足させたその概要だとする。刑法志はこの後に続けて、周の政治が衰えるに従つて、その法度が廃れていつたが、齊桓公は管仲を任用すると、国は富み民は安んじたとし、その後に、先に触れた『管子』小匡篇の内容と同様の話柄を置いている。さて、刑法志には、確かに齊桓公が霸業を行うに際して内政に軍令を組み込んだとの故事が載せられているが、それは、周道が廃れて後、殷周時代の井田・軍賦制度に準拠してなされたものとして説かれていると考えられる。この点は、実は『解詁』の立場に近いのではないかと考えられる。また、殷周時代の制度として『礼記』王制を典拠とする州伯の制が考へられていることも両者に共通している。ただし、何注（宣一五）では十井に一乗の兵車を課しているが、刑法志では六十四井に一乗の兵車を課すとしており、何休の方が刑法志より重い軍賦を考えている。また刑法志は、天子直属の司

馬の官が中央の六軍及び州牧を統括すると見られるのに対し、何休は、天下の混乱せる非常時には、諸侯・大夫が独断で挙兵し悪人を征討することを容認する点が相違する。一方、既に指摘がある²⁴⁾ように、『漢書』食貨志上には宣公十五年の『解詁』で説かれると同じ規格（一井を一里四方とする）・税率（私十公一の十一分の一税）の井田法が示されている。

このように見てくると、『解詁』の霸道観は『管子』小匡篇のそれを直接受けるのではなく、前漢の春秋公羊学からの流れに位置づけられる『漢書』刑法志及び食貨志のそれを批判的に継承したのだと考えられる。

(2) 思想的意味

何休の霸道観の特色は、諸侯や大夫が独断による討伐を容認する姿勢を『公羊』以上に強めている所にあると考えられた。このことの党人派の清議運動に対する意味については前節で考えたが、ここでは角度を変えて、後漢初期の書である『白虎通』と比較することにより、改めてその意味を考えたい。『白虎通』は、章帝の建初四年（七九）、章帝が経学者を会同して經義の異同を論じさせた白虎観会議の結果である。先行研究²⁵⁾は、この書では強力な集権国家が志向しているとして、その主要な根拠の一つを、大夫の専行権を強く規制する姿勢に求めている。即ち、前漢武帝期から後漢明帝期までに至る官僚による実際の専断の事例も視野に入れながら、この書が『公羊傳』の「大夫に遂事無し」の立場を継承してこれを原則としつつ、その大夫が専行権を行使しうる例外を兵略戦術の場合のみに限定することで、強幹弱枝の国家体制への志向と公羊説との調整を図ったのだとする。ただし、諸侯の地位については、様々な形で規制され「天子の蕃衛純臣」として位置づけられていると説くが、

その専行権については言及がないようである。

以下、右の先行研究を踏まえつつ、筆者の関心に沿つて『白虎通』の大夫の専行権についての次の二つの資料を検討してみたい。

大夫兵を将いて出るに、中従り御せざるは、其の威を盛んにし、士卒をして意を一にし心を繋がしめんと欲するなり。故に但だ將軍の令を聞き君命を聞かざるは、進退、大夫に在るを明らかにするなり。春秋伝に曰く、此命を君より受けたるに、斉を伐つに則ち還るを如何せん。其の喪を伐たざるを大むればなり。大夫、君命を以て出れば、進退は大夫に在るなり、と。(三軍篇)

將帥の兵を用うる者を臣とせざるは、土衆の敵国を為むるを重んずればなり。国は外従り治むべからず、兵は内従り御すべからざるは、其の威を成し、其の令を一にせんと欲するなり。春秋の義、兵は使と称ざる⁽²⁶⁾は、臣とすべからざるを明らかにするなり。(王者不臣篇)

右の両篇はともに大夫は行軍中に在つては君命による掣肘は受けないという考え方を提示している。三軍篇の「大夫將兵出、不従中御」という語や王者不臣篇の「國不可従外治、兵不可従内御」という語は、兵家的な考えが背景にあると考えられ、特に王者不臣篇の語は『淮南子』兵略訓⁽²⁷⁾にあるのとほぼ同じである。そして、三軍篇の「但だ將軍の令を聞き君命を聞かざるは、進退、大夫に在」りという言葉や王者不臣篇の「將帥の兵を用うる者を臣とし」ないというのは、「兵は中従り御すべからず」というのと同義である。ここで三軍篇でこの考えが「春秋伝」と結びつけられていることがまず注目される。この「春秋伝」は『公羊傳』の襄公十九年の文に基づく。晋の将軍・士匄が君命を廢して喪中の斉侯を伐たなかつたその専断を正当づける言葉として載せられているのが、「大夫以君命

出、進退在大夫」である。だから、ここでの『公羊』のこの文の引用は、將軍の専断を肯定しようとする主旨に対し、適合的だとひとまず判断される。ただし、ここでも大夫は命を賜つて初めて兵を発動できるのであることに注意する必要がある。大夫による専断が許される場合を、臨時に設置される將軍のみに認めたというのは、先学が指摘する⁽²⁸⁾とおり、國家による統制を阻害する要因を存置しない、一つの工夫だと言えよう。ただ、官僚の事態への柔軟な対応に任せ、国家の危機を救済しうる余地を残した方が、国家の利益に繋がる場合もあるう。

他方、『白虎通』では、諸侯の立場について「諸侯の義、天子の命に非ざれば、衆を動かして兵を起し不義を誅するを得ざるは、幹を強め枝を弱めて、天子を尊び、諸侯を卑しむる所以なり」(誅伐)とあり、諸侯は軍隊の発動に当たつては、必ず天子の命を仰がねばならないとされている。放黜篇で「礼説」として挙げられている、天子が諸侯の徳に従つて賜う「九錫」の中に虎賊・鉄鍼・弓矢があり、「能く悪を退くる者には虎賊を賜い、能く有罪を誅する者には鉄鍼を賜い、能く不義を征する者には弓矢を賜う」とあるのも、諸侯は君命を受けて初めて悪人の討伐が可能になることを言うものだろう。しかしながら、誅伐篇には前引の「諸侯の義」の直後に、「上に天子無く下に方伯無く、諸侯相滅亡すること有るに、力能く之を救えるなれば、則ち之を救うも可なり。」王者諸侯の子にして、其の君を篡弑して立つるに、臣下之を誅するを得るは、賊を討つを広めるの義なり」とある。ここでは、天子や方伯が十全に機能せず國家が混乱しているときや君位が篡奪されようとするときには、実力ある者が伐つてよいとの考えが示されている。すると、ここには諸侯が己が判断により挙兵しうる余地が辛うじて残されているのだと

言えよう。

以上考察した『白虎通』の裁定と比較して、何休の霸道観の意味を考えてみたい。『白虎通』は、將軍による専断を『公羊』襄公十九年の「大夫以君命出、進退在大夫」を用いて論拠づけていた。この伝の何注には「礼、兵は中従り外を御せず、事に臨みて宜を制む。敵に当たりて師を為むるに、唯義の在る所においてするのみ」とある。何休は、將軍による行軍中での専断に関しては『白虎通』の裁定を基本的に踏襲している。一方、何休は、諸侯・大夫が非常時に挙兵して誅討の任に当たることは本来的に許されるとしていた。『白虎通』が非常時の独断による挙兵を諸侯にのみ認めていたのと比べると、何休は、諸侯の専断に加え、大夫の専断を容認することに意を払つたと考えられる。この『白虎通』の立場から『解詁』の立場への変化の理由を推測してみたい。

前節で考察したように、第一次党錮事件直前には、中央・地方政府の独断専行による宦官の誅滅が目立ち、何休の霸道観には、こうした現実を理論的に支持する意味があると考えられた。ただし、党人派のそうした矯激な姿勢は、この時期にわかつたものではなく、両漢の酷吏のあり方がそうであつたと見られる。『後漢書』伝六七酷吏伝の序には、次のようにある。

漢、戦国の余烈を承くれば、豪猾の民多し。其の并兼せる者は則ち陵邦邑に横たわり、桀健なる者は雄閭里に張る。且つ宰守は曠遠にして戸口は殷大なり。故に民に臨むの職は、事を専らにして威断し、姦軌を族滅し、先に行いて後に聞す。情を肆にすること剛烈にして、其の橈まざるの威を成す。衆に違ひて己を用い、其の測り難きの智を表す。文を重くして横に入れ、窮怒の遷及する所と為るに至りては、亦何ぞ勝げて言うべきか。故に乃ち骸を積むこと

満塗、血を漂わすこと十里なり。

実例としては、光武帝期の琅邪太守・李章の行動が好個のものである。李章は、北海郡で豪族が反乱を起こし太守を捕虜にするという事件が起つた際、属官が「二千石は行きて界を出るを得ず、兵は擅らに發するを得ず」と述べ制止したにも拘わらず、独断で兵を挙げて賊を大敗させた。この件は、事後、北海太守により上聞されたが、咎めを受けなかつたのである（伝六七本伝）。また、陳蕃の上疏に引かれていた董宣も光武帝期の酷吏の一人である。更に、章帝の建初年間に勃海太守となつた周紹は「赦令の郡に至る毎に、輒ち隠閉して出でず、先ず使いを属県に遣わして尽く刑罪を決し、乃ち詔書を出す」という姿勢であつたので免官になつた（同上）といふ。こうした酷吏のあり方が存在した一方で、章帝期の白虎観会議では、諸侯・大夫による専断は強く規制された。このことは、後漢の最盛期とされる明帝・章帝期において、国家が安定し皇帝権が強力であつたことの経済における反映でもあろう。和帝期以後、即位する皇帝が幼少のため、母后が臨朝するという政治体制のもと、所謂の内朝における政権の掌握をめぐり、母后につながる外戚勢力と皇帝の信任を得た宦官勢力との熾烈な政争の中で、国家は衰亡の一途をたどる⁽²⁹⁾。先述したように、酷吏の激烈な仕方による断罪行為は前漢以来存在した。桓帝期の宦官を打倒しようとする運動に特徴的なのは、この運動が「霸政」を標榜しつつなされたということである。何休が、霸道を容認し評価する姿勢を『解詁』に込めたのは、一度にわたる党錮事件が起つて、皇帝権が極めて弱化した状況の中では、なお党人派による主体的な宦官の誅滅を期待したからではなかろうか⁽³⁰⁾。

おわりに

最後に、何休の霸道觀として考えられたことをもとに、彼の歴史觀について少し考えたい。何休は『春秋』の時代を、上昇を説く理念が寓されていると説きながら、他方では、事実として下降していく時期だと客観的に理解していたとされる⁽³¹⁾。『公羊』隱公元年の伝文「所見意辭、所聞異辭、所伝聞異辭」の何注には、彼の理念としての歴史觀が現れているとされ、先学⁽³²⁾はその梗概を、次のように説く。所伝聞の世は、隱・桓・莊・閔・僖公の時代で、衰乱の状態にあり、『春秋』は「其の国を内にして諸夏を外にす」、つまり王者の国に比擬される魯の治世を第一に求めて他の諸夏は区別される。同様に、所聞の世は文・宣・成・襄公の時代で、昇平の状態にあり、魯を含む諸夏つまり中国全体の治世が第一に求められて夷狄は区別され、所見の世は昭・定・哀公の時代で、太平の状態にあり、諸夏と夷狄との区別は撤廃され、世界全体の治世が求められることになる、と。先学は、この衰乱から、昇平、太平へと段階的に発展する歴史を、三世發展の説と呼び、その發展の仕方は、一定の世界が衰乱から太平へと時間とともに質的に發展するのではなく、治世の範囲が時間と共に空間的に拡大するものだと指摘する。

さて、前引の何注では、所伝聞の世に「治の衰乱の中より起るを見す」ための具体的な義例として「其の国を内にして諸夏を外にす」というのと併せて「先ず内を詳して而る後外を治む。大を録して小を略す。内の小惡は書し、外の小惡は書さず。大国には大夫有り、小國は略して人と称す。内の離会は書し、外の離会は書さず」を挙げている。これらの義例のうち「先詳内而後治外」は「内其国不書」という書法とも関連していることは既に触れた（二節参照）が、更にこれは「内離会書、外離会不書」という書法とも密接に関係している。隱公二年春の何注には「凡そ会を書するは、其の内務を虚しくして外好に恃むを悪むなり。古諸侯は朝時に非ざれば竟を踰ゆるを得ず。所伝聞の世、外の離会は書さず、内の離会を書するは、春秋魯を王とすれば、當に先ず自ら詳正し、躬自ら厚くして人を責むること薄きを明らかにする。故に外を略するなり」と見える。これらの書法は、魯の政治を王者としてのそれに比擬し、褒貶を加えることで、あるべき治世の形を示そうとするものである。「先詳内而後治外」という義例は衰乱の世を治める上で、重要な精神だと考えられていたのだろう。

ところで、齊桓公の在位期間（莊一二～僖一七）に加え、『解詁』で同じく霸者として描かれる宋襄公（僖一〇～一二）・晋文公（僖二四～三二）の在位期間も、この所伝聞の世の範囲内に収まる。霸者の存在は衰乱の世に在つてこそ、より存在意義を持つであろう⁽³³⁾。何休は、とりわけ齊桓公の霸道について、所伝聞の世の「先詳内而後治外」という義例を遵守したものと位置づけ、先ずその国を治め、ついで諸侯を治め、更に夷狄をも服属させたことを「王者の如く之を為す」としていた。これを、何休の三世發展の図式に照らし合わせれば、齊桓公はその所伝聞の世の期間に、衰乱から升平、そして升平から太平へという過程を登りつめてしまつたことになる。前引の隱公二年春の何注の続文に「王者は夷狄を治めず」とあることも念頭に置けば、何休は、霸者の存在に、王者を代行して理念としての歴史における義例を履行しつつ夷狄をも含む現実の乱世を治めるという、己が二つの歴史觀をつなぐ役割を担わせているの

ではないかと思われる⁽³⁴⁾。

注

- (1) 増淵龍夫「後漢党錮事件の史評について」一九六〇、のち『新版中国古代の社会と国家』一九九六、岩波書店、参照。
- (2) 底本には、阮元校刻十三經注疏を用いた。なお、校勘記を参考にして適宜文字を改めたところがある。また、『解詁』の読解に際しては、岩本憲司『春秋公羊傳何休解詁』一九九三、汲古書院、を参考にした。
- (3) 中嶋隆藏「何休の思想」『集刊東洋学』一九、一九六八、参照。中嶋氏は『後漢書』儒林伝に「(陳)蕃、(何)休坐廢錮、乃作春秋公羊解詁、覃思不闕門、十有七年」とある「十有七年」に注意し、『後漢書集解』所引の錢大昕『二十二史攷異』卷一二の考証に拠りつつ、「陳蕃失脚が紀元一六八年、何休の没年が一八二年、死に先立つ解禁と任官とが一七九年頃であるから、その時期は長くとも一六八年から一七九年までの大約十年間であり、十有七年という本伝の記録は誤りであろう」と述べられる。
- (4) 前掲中嶋論文は、陳蕃による桓帝延熹年間の上疏に見える後漢王朝への批判を、(一)封爵の不正(二)重役によつて民時を奪うこと、(三)獄訟と人材登用の不正(四)重役によつて民時を奪うこと、の四点に要約した上で、『解詁』ではその是正策として(一)に対する三載一考績の審査と才能第一の三年一貢士の制の実施を、(二)に対する私十公一の十一分の一税と十井一秉の兵役の実施を、(三)に対する第一と同じ方法で、(四)に対しても時

令の厳守を提唱しているとする。また吉川忠夫「党錮と学問——とくに何休の場合——」一九七六、のち『六朝精神史研究』一九八三、同朋舎出版、は『解詁』が宦者の寵用を戒め、賢者の選用を説くことが、選舉制の壞乱を憂える楊秉・李固・朱穆・皇甫規・審忠ら清流士人の認識に近いとする。

(5) 『資治通鑑』の繫年に拠る。

- (6) 裏楷伝の引用部分の「請讞」の語に対する、李賢等の注には「廣雅曰、讞、疑也。謂罪有疑者讞於廷尉也」とある。

(7) 金谷治『管子の研究』(一九八七、岩波書店)は序章で、松木民雄氏の論文「四民不雜處考——國語齊語と管子小匡篇をめぐつて」(『集刊東洋学』三三・三五、一九七五・六)が小匡篇が『國語』齊語を受けて修飾を加えたものだとする見解に拠りつつ、更に、その修飾の仕方は管仲の功業に中心を置いているとし、大匡・小匡の篇は、戦国時代の田齐の時期、管仲の功業を顕彰する必要のあつた齊人が齊の古伝承を修飾し再編して成つたとする。

(8) この点は、既に内山俊彦「何休の考えた歴史」『中国思想史研究』二一、二〇〇一、注49で触れられている。内山氏はまた、桓帝延熹年間の陳蕃による他の上疏にも公羊家説の引用が見られるとして、陳蕃が公羊学に通じていたことを述べ、「彼との繫がりが、何休の公羊学への傾倒の、一つの動機となつた可能性はある」と述べられる。

(9) 『資治通鑑』の繫年に拠る。

(10) 楊秉は趙鞅の故事の直後に「伝曰、除君之惡、唯力是視」というのを引いている。これは『左伝』僖公二十四年に見える晋の宦官披の言葉で、亡命先から即位しようと帰国した晋の文公に、かつて文公を殺そうとした理由を述べたものである。これは、臣

下が君側の悪人を除こうとした故事として挙げられたものであり、楊秉の「専断」を直接に支持するものではない。因みに、この趙鞅の故事は第二次党錮の直前に陳蕃によつて引用されている。建寧元年、太傅の陳蕃と大將軍の竇武とで作成した宦官誅滅の上奏文が、一宦官に盜発されると、陳蕃は官属や諸生數十人と兵を挙げ、後宮の承明門に突撃した。宦官の使者が開門を拒み、挙兵しうる理由を問うと、陳蕃は「趙鞅兵を専らにして宮に向かい、以て君側の悪を逐うは、春秋之を義とす」と述べた。陳蕃は宦官に執えられ黃門北寺獄に送致された（『後漢紀』孝靈皇帝紀上）。

(11) 『資治通鑑』の繫年に拠る。

(12) 李膺は晋文侯の故事のあとに、「礼云、公族有罪、雖曰宥之、有司執憲不從。昔仲尼為魯司寇、七日而誅少正卯」という二つの故事を引く。前者は、『礼記』文王世子篇に見えるもので、公族ですら罪在れば処罰は免れないという厳格な考え方を示すものである。後者は、『荀子』宥坐篇に見えるもので、必誅の意を示す。

(13) 『資治通鑑』の繫年に拠る。

(14) 宋襄公の霸業の評価としては、例えば「襄公有善志、欲承齊桓之業、執一惡人、不能得其過」（僖一九）「襄公背殯出會宰周公、有不子之惡、後有征斉憂中國尊周室之心、功足以除惡」（僖九）とあり、晋文公については「桓公功大、善惡相除、足封有余、較然為天下所知。文公功少、嫌未足除身簒而有封功。：美不如桓公之功大」（僖一〇）などとある。他に何注で霸道を行つたと認められている諸侯としては、楚莊王がある（宣一一）。なお、桓公の霸道觀の全体像については、以上の三者の霸道も含めた更に慎重な検討が必要であろう。

(15) 伝「罪定不定已可知矣」の注に「歸之者、決絕之辭。執于天子之側、已白天子、罪定不定、自在天子、故言已可知」とあり、傳「罪定不定未可知也」の注に「未得白天子、分別之者、但欲明諸侯尊貴不得自相治、當斷之于天子爾。大惡雖未可知、執有罪、當為伯討矣」とある。

(16) 疏に「若執大夫當決於主獄之人耳。若其犯之、但為小惡。故從外小惡例不復分別之也。若然所見之世、錄外小惡、而言從外小惡不復別之者、正謂時時錄之、以見太平之世、諸夏小惡、在治之限、文不尽錄、故得然解」とあるのに拠る。

(17) 『穀梁傳』文公十四年の范甯の集解に、伝の「長轂」の語の説明として見える。また前掲中嶋論文では、出典の明示はないがこの点が踏まえられている。

(18) 前掲中嶋論文は、二節で何休の考える「撥亂之法」の基本精神として「万物の養成」と「位階制の遵守」の項目を立て、この観点から『解詁』の経世策を詳細に検討している。特に、『公羊』宣公十五年秋の注に説かれる井田法・兵役については、万物を養成する方法としての土地制度・税制の問題として、詳述されている。更に、万物を養成する方法の一つとして「民衆の確保」を挙げ、この観点から、何注が戦争を極力否定していることを説く。筆者もこの点に異論はない。ただ、本稿では、諸侯・大夫が主体的に「義兵」を興して悪人を討伐し国を守護することを容認する姿勢が何注に存在することを述べようとする。

(19) 何休自身、桓公九年春の注で「所以（天子）必自有地者、治自近始、故抛土、与諸侯分職而聽政焉。即春秋內治其國」と述べ、天子と諸侯とがそれぞれ己が領地を治めることを考えている。

(20) ここに挙げた事例及び後述の史弼の事例の他に、『廿二史劄

記』卷五「漢末諸臣効治宦官」には「廷臣」の事例として、楊秉及び周景、韓演、陽球の事例を、「外僚」（郡太守、国相、刺史）の事例として杜密、蔡衍、朱穆、王宏、陳翔、范康、荀昱、荀曇の事例を、「小臣」の事例として朱震（州從事）、張檢（督郵）の事例を挙げている。

(21) 「祭仲の權」を説く『公羊』桓公十一年の疏が引く賈逵の『長義』に「若令臣子得行、則閉君臣之道、啓篡弑之道」とあるのが参考になる。なお、大夫の專權ということに関連して、延熹九年

(一六六)、中常侍侯覽が牢順に李膺らを誣告させた上疏（一節参照）に「三桓專魯、六卿分晉、政在大夫、春秋所譏」（『後漢紀』孝桓皇帝紀下）とあり、同時に李膺らの釈放を求めた陳蕃の上疏で、外戚・宦官が國財を私的に流用している現状を評して「祿去公室、政在大夫」（伝五六）というように、両者が互いに大夫の專權を以て批判を加えているのが興味深い。

(22) 富谷至『中国古代の刑罰』（一九九五、中公新書）第三章「心情への科罰」は、董仲舒以来の「原心定罪」という主觀主義的刑法解釈は、「一見、情状酌量という温情ある裁き、人道的な論断を連想させる」が、他方で「惡意の認定」が法的安定性を欠く上に、完遂した時に受けるのと同じ処罰が適用されるとなれば：これは大変な恐怖政治につながる」とし、それらは「原心定罪」に内在する「諸刃の剣」だとする。本節の論旨はこの見解に関係すると考えた。

(23) 岡崎文夫「參國伍鄙の制について」（『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』、一九五〇、所収）参照。氏は、同じく「參國伍鄙」の制を説く小匡と『國語』斉語とを比較して、小匡では「參國」の内訳に「士農之鄉十五」とあるのが斉語では「士之鄉十五」と

なつてゐるのに着目し、前者を兵農一致に近いもの、後者を兵農分離と見る。この点については前掲松木論文も参照。また、小匡と斉語は「四民不雜處」の制を説くが、成公元年の何注に「古者有四民、一曰德能居位曰士、二曰辟土殖穀曰農、三曰巧心勞手以成器物曰工、四曰通財粥貨曰商、四民不相兼、然後財用足」とあるのは、斉語の説を取つたものだとする。発想としてはそうであろう。ただ措辞としては、『漢書』食貨志の類似の文章が参考にされていると考へる。

(24) 田中麻紗巳「何休『春秋公羊解詁』の『太平』について」一九八九、のち『後漢思想の探求』二〇〇三、研文出版、の注（5）は「陳立『公羊義疏』は『孟子』や『漢書』食貨志などの類似箇所を指摘する」と述べ、前掲内山論文は注（44）で食貨志と『解詁』の説の相違点を指摘する。

(25) 日原利国「『白虎通義』研究緒論」とくに礼制を中心として」一九六二、「白虎観会議の思想史的位置づけ」一九六七、のち両者『漢代思想の研究』一九八六、研文出版、所収、参照。

(26) 王者不臣篇に「春秋之義、兵不称使」とあることの意味を考えたい。『白虎通』以前、使者が「矯制」つまり詔と偽つて専断を行つた際、その事前ないしは事後に『公羊傳』莊公十九年の「出竟有可以安社稷利國家者則專之可也」の語句が使われてその正当化が図られた事例が幾つかある。前漢武帝期に地方で行政上の措置を行つた徐偃の例（『漢書』伝三四下終軍伝）や宣帝期に国外で外国の軍隊を発動させた馮奉世の例（同・伝四九本伝）、後漢光武帝期に蛮夷に降服を勧めた宋均（『後漢書』伝一本伝）の例がそうである。しかし、大夫の専斷に関わつて、この「出竟」の語は『白虎通』に採録されていない。他方、刺史の任にあ

るもののが専断した事例に、管轄する地方の治安を回復した孫宝の例（『漢書』伝四七本伝）や、その窮状を救済した王望の例（『後漢書』伝三九本伝）がある。孫宝は「春秋之義、誅首惡而已」という言葉を用いて主犯者のみを罰すべきだとし、鍾離意は楚・宋の大夫が独断で二国を和平させたのを「春秋の義」では美談とするとして王望の行為を弁護した。詔を奉じて州を監察することを職掌とした（『漢書』卷一九上、百官公卿表上）刺史の職は、使者としての側面を有すると見られるが、『白虎通』では、これらの「春秋之義」も採用されていない。以上の点を鑑みると、王者不臣篇の「兵不称使」という表現には、使者（刺史を含む）による専断は認めないとされるが、『白虎通』では、これら

(27) 『淮南子』兵略訓に、国難が起こつた際には、君主が将軍に命を授け、また斧と鉢とを授けて軍事上の「一切の権限を与える」と、將軍は「國不可從外治也、軍不可從中御也」云々と返答することが記されている。また「将在軍、君令有所不受」という司馬穰苴の言葉（『史記』伝四本伝）や「臣既已受命為將、將在軍、君命有所不受」という孫武の言葉（同・伝五本伝）もこの点に関係するであろう。

(28) 前掲日原（A）論文参照。

(29) 前掲増淵論文参照。

(30) 渡邊義浩「[寛] 治から [猛] 治へ」（『東方学』一〇二、二〇〇）一・二節は、『公羊』は反国家的な犯罪を厳格に処断する論理を持ちながら、官学であつたが故に後漢時代に主流であつた「寛」治を克服できず、後漢中期以降に王符や崔寔らにより展開された「寛」治への批判と「猛」政の必要性の主張は古文学（『左伝』昭公二十年の「寛猛相濟」の考え方を指す）なおこの点は、

(27) 『淮南子』兵略訓に、国難が起こつた際には、君主が将軍に命を授け、また斧と鉢とを授けて軍事上の「一切の権限を与える」と、將軍は「國不可從外治也、軍不可從中御也」云々と返答することが記されている。また「将在軍、君令有所不受」という司馬穰苴の言葉（『史記』伝四本伝）や「臣既已受命為將、將在軍、君命有所不受」という孫武の言葉（同・伝五本伝）もこの点に関係するであろう。

(28) 前掲田中論文。

(29) 前掲増淵論文参照。

(30) 渡邊義浩「[寛] 治から [猛] 治へ」（『東方学』一〇二、二〇〇）一・二節は、『公羊』は反国家的な犯罪を厳格に処断する論理を持ちながら、官学であつたが故に後漢時代に主流であつた「寛」治を克服できず、後漢中期以降に王符や崔寔らにより展開された「寛」治への批判と「猛」政の必要性の主張は古文学（『左伝』昭公二十年の「寛猛相濟」の考え方を指す）なおこの点は、

(31) 前掲田中論文及び前掲内山論文参照。なお、内山論文は、何休のこの二様の姿勢と「漢朝を「聖」なる王朝として正当化し権威づけた何休が、清議派に近い、現実政治への批判、要請を行っている」という「國家に対する彼の二重の姿勢」は共通するという。

(32) 前掲田中論文。

(33) このことは、延熹九年の陳蕃の上疏（第一節参照）で「臣聞、齊桓修霸、務為内政。春秋於魯、小惡必書。宜先自整勅、後以及人」と述べる文脈で、「前梁氏五侯、毒偏海內、天啓聖意、収而戮之、天下之議、冀當小平。明鑑未遠、覆車如昨、而近習之權、復相扇結」といわれ、梁氏一族が誅滅されたのち天下の人々が「小平」の世の到来を祈念したとされるに合うように思われる。

(34) ただし、何休は霸道を顕彰しようとするあまり、意識的にではあるが、理念としての歴史を示す書法と不整合を生じさせている。文公九年冬の経に「楚子使椒來聘」とあり、『公羊』は「椒者何。楚大夫也。楚無大夫、此何以書。始有大夫也」と伝する。そこに何休は「入文公所聞世、見升平法。内諸夏以外夷狄。屈完・子玉得臣者以起霸事。此其正也」と注している。ここでいう屈完・

渡部東一郎氏の論文「後漢における儒と法—王符と崔寔を手掛かりに—」（『集刊東洋学』七八、一九九七）の指摘に依拠している）が支えたのだとし、党錮の禁で「党人」が弾圧されるなか何休が著した『解詁』では、そうした「寛」治批判の色彩は薄いとする。「寛」治批判に果たした『左伝』の役割は確かにあろう。ただ党人派による「霸政」実行を支えたのはむしろ『公羊』の「実与而文不与」の論理に基づいた「霸道」であり、『解詁』ではその「霸政」を支持すべく「霸道」の称揚が図られていると筆者は考える。

(31) 前掲田中論文及び前掲内山論文参照。なお、内山論文は、何休のこの二様の姿勢と「漢朝を「聖」なる王朝として正当化し権威づけた何休が、清議派に近い、現実政治への批判、要請を行っている」という「國家に対する彼の二重の姿勢」は共通するとい

子玉得臣とは以下の事柄を指す。所伝聞の世に当たる僖公四年の経に「楚屈完來盟于師、盟于召陵」とあり、『公羊』は、召陵での会盟に楚の屈完が訪れたのを、齊桓公が楚を服属させる王者の仕事を行つたものと称賛している。同様に、僖公二十八年の経に「楚殺其大夫得臣」とあり、『公羊』はその直前の経に、「晋侯（文公）斉師宋師秦師及楚人戰于城濮」とある「楚人」が子玉得臣だと解説している。何休は、この時点では楚には大夫が無いのが原則であるのに、屈完・子玉得臣の名が経に記されることは、齊桓公・晋文公の霸事を顕彰するものだとする。これからすれば、所伝聞の世における「楚に大夫無し」という義例に例外を作つてまで、齊桓・晋文の霸業を称揚することが何休において重要事と考えられたことになる。